

◆ 新規創業支援事業助成金 ◆

助成の目的	市内における新たな創業の促進及び創業後の事業の定着、並びにこれらによる地域経済の活性化を図ることを目的としています。
-------	--

1、中心市街地の商業地域のうち別図に定める区域1階部分への新規創業

事業内容	中心市街地の別図に定める区域1階部分へ新規出店する事業者に助成金を交付する。 ※中心市街地の商業地域のうち別図に定める赤色区域1階部分に限る。(別図参照)
助成対象者	「空き店舗等」へ出店し新規事業に取り組む者で、初めて創業する者。(法人、個人は問いません。) 特定創業支援事業を受け、市から証明書の交付を受けた事業者。
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> ・開店(業)後3年以上、当該出店店舗で営業を継続しようとする事。 ・従業員が当該出店店舗に常駐し、業務を行うものと市長が認めるものであること。 ・店舗において業務を行う日が週に5日以上であること。 ・店舗において業務を行う時間が1日あたり4時間以上であること。 <p>※助成金の対象となる空き店舗等は、助成金の申請時において空き店舗等が活用されなくなってから3箇月を経過しているものとする。</p> <p>※空き店舗等が親族(3親等以内の者に限る。)からの承継であるときは、助成金の対象としない。</p>
助成対象経費	事業の継続に係る経費 (賃貸借料、水道光熱費、機器リース料、広告宣伝費 等)
助成限度額	50万円/年
助成対象期間	営業開始月から最長3年間

2、上記1以外の区域への新規創業

事業内容	市内において新規出店する事業者に助成金を交付する。 ※上記1以外の区域。
助成対象者	新規事業に取り組む者で、初めて創業する者。(法人、個人は問いません。) 特定創業支援事業を受け、市から証明書の交付を受けた事業者。
助成要件	開店(業)後3年以上、当該出店店舗で営業を継続しようとする事。
助成経費	事業の継続に係る経費 (賃貸借料、水道光熱費、機器リース料、広告宣伝費 等)
助成限度額	25万円/年
助成対象期間	営業開始月から最長3年間

◎申請にあたって

募集期間	随時(年度予算の範囲内で申請受付)
注意事項	助成金の交付対象経費に市以外の国・県等からの助成金等の収入がある場合は、その額を控除した額を交付対象経費とします。
	交付決定日以前に発生した費用は、助成対象外となりますのでご注意ください。
	事業に着手する前の申請が必要となります。(開業届を提出後の申請は受け付けません。)
	申請前に契約行為等がある場合、申請は受け付けません。(事業開始前に必ず申請してください。)
その他	中小企業向け資金として市制度融資もあわせてご利用いただけます。(要審査・中小企業者限定)

◎申請手続き

必要書類	①交付申請書 ②特定創業支援証明書 ③事業計画書 ④事業計画説明資料 ⑤市町村税納税証明書(住所地のもの)	⑥契約予定書(物件の賃貸借を行う場合) ⑦暴力団等排除及び法令遵守の誓約書 ⑧開業に際し許認可を受けたことを証する書類 ⑨見積書(機器リース料、広告宣伝料等) ⑩添付書類チェックリスト
	※①、③、④、⑥、⑦、⑩＝定型書式あり(一部任意書式でも可) ⑤＝市収納課及び各支所で発行(市外に住所がある方は住所地の役所にお問い合わせください。) ⑥、⑧、⑨＝該当事業者、該当業種のみ 後日提出で可能な書類もあります。お問い合わせください。	
お問い合わせ ・申請先	商工振興課 住所：新発田市中央町3丁目3番3号 ヨリネスしばた6階 TEL：0254-28-9650(商工振興課直通) FAX：0254-28-9670 E-mail：shoukou@city.shibata.lg.jp	